

受託実習生・研修生受け入れ時の職業感染予防のための指針 (院内感染防止に係る実習・研修前対応について)

神戸市立医療センター中央市民病院
感染管理室

I. 指針

- 1、当院では職員全員の感染予防（うつさない）と健康の確保（もらわない）の一環として、患者と接触する可能性のある職員全員（協力法人職員含む）を対象に、必要なワクチン接種の徹底を行っている。
- 2、ワクチン接種及び抗体価検査が必要なウイルス感染症は以下の通りである。
 - 1) 麻疹、2) 風疹、3) 水痘、4) 流行性耳下腺炎、5) B型肝炎※、6) インフルエンザ（※12月～3月までの期間に実習・研修を行う者）
- ※：B型肝炎のワクチン接種及び抗体価検査が必要な職種は、医師・歯科医師、看護師・助産師・歯科衛生士、薬剤師、放射線技師、臨床検査医師、臨床工学技士、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、管理栄養士、視能訓練士・臨床心理士、ナースエイド、救命士クラーク
- 3、基準については、一般財団法人日本環境感染学会『医療従事者のためのワクチンガイドライン（第2版）』に準拠し作成し、『医療従事者のためのワクチンガイドライン（第3版）』に準拠し改訂を行った。
- 4、本指針および対応については、平成28年度入職対象者（平成28年4月1日）より適応を開始する。
- 5、入職後のワクチン接種及び抗体価検査は、職員への曝露リスク、発症による院内感染のリスクがある。リスクを最小限にする為、入職前の必要なワクチン接種・抗体価獲得により、職業感染予防を図る。
- 6、ワクチン接種禁忌者はその旨を備考欄に記入する。
- 7、これらの職業感染予防は当院職員のみでは予防困難であり、年間を通じて受け入れている受託実習生・研修生についても同様の対策を求めるものとする。
- 8、提出期限は実習（研修）開始日の2週間前までとする。ただし、1週間（7日）未満の実習、研修、見学の場合は提出を不要とする。

以上

最終更新：2024年4月